

4 豊洲市場の課題への対応

(1) 「無害化」の議論の整理

土壤汚染対策に関するこれまでの経過

専門家会議での議論(平成19年4月～平成20年7月)

- ・生鮮食料品を取扱う市場用地として食の安全・安心を確保するために設置
- ・土壌は環境基準以下に処理、地下水(建物下)は環境基準以下の浄化を目指すことを提言

技術会議での議論(平成20年8月～平成21年2月)

技術会議提言時 土壤汚染対策費:586億円

- ・専門家会議の提言を確実に実施し、食の安全・安心を確保するために設置
- ・市場施設の着工までに地下水を敷地全面にわたり環境基準以下にすることを提言

都議会での付帯決議①(平成22年3月)

- ・都議会での議論を経て、平成22年度中央卸売市場会計予算(豊洲関連:約1280億円)が付帯決議を付して可決
※付帯決議:「無害化された安全な状態での開場を可能とすること」
- ・「無害化された安全な状態」とは土壌の汚染が環境基準以下になること(H22.3.27市場長答弁)

H22.4.1
土壤汚染対策法
の改正(施行)

汚染物質処理に関する実験と技術会議による評価・検証(平成22年1月～8月)

- ・現地の汚染や土質状況に即して技術会議が定めた技術・工法を適用し、実験を実施
- ・実験を行った全ての地点で環境基準値以下への浄化を確認→新市場予定地の汚染を無害化することは可能

都議会での議論と土壤汚染対策工事の着手(平成23年2月～3月)

- ・「無害化された安全な状態」とは、土壌、地下水が環境基準以下になること(H23.2.23 市場長答弁)
- ・都議会での議論を経て、豊洲市場移転(約21億円)を含めた平成23年度予算が可決 → 土対工事に着手(H23.8)

都議会での付帯決議②(平成24年3月)

- ・都議会での議論を経て平成24年度中央卸売市場会計予算(豊洲関連:約600億)が付帯決議を付して可決
※付帯決議:豊洲新市場の開場に当たっては、土壤汚染対策を着実に実施し、安心・安全な状態で行うこと など

土壤汚染対策工事の完了確認と開場との関係整理(当時)(平成26年11月～12月)

土壤汚染対策費:860億円

- ・技術会議で土壤汚染対策工事が全街区においてすべて完了したことを確認(H26.11)
- ・舛添知事が土壤汚染対策の法的な位置付けや安全性について説明(H26.12.9 記者会見)

地下水モニタリング調査の実施(平成26年11月～平成29年3月)

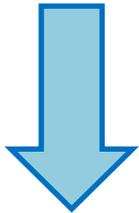
専門家会議設置に至る経過(平成19年3月～4月)

平成19年3月までの都の方針

※ 法令上の必要な対策を講じており、安全性に問題ないとして、再調査を行わない方針

○ 予算特別委員会 市場長答弁(平成19年2月22日)

- ・地下水の飲用の可能性がなく、敷地全体に対策を講じるため、土壌汚染対策法や東京都の指針に照らし、安全性に問題はなく、再調査の必要はない



- ・3月7日 水産仲卸業者等約800名以上が豊洲市場への移転反対のためのデモ行進を行い、築地での再整備を求める請願書を農林水産省、環境省に提出
- ・3月15日 水産仲卸業者等が、約6万人分の署名とともに、移転反対の請願書を都に提出

豊洲市場への移転計画に係る関心の高まり → 都知事選の争点の一つに

都知事選(平成19年4月8日)前後

※ 再調査を実施する方針に転換

○ 都知事選立候補予定者(石原知事、浅野前宮城県知事等4名)によるテレビ出演(3月15日)

- ・石原知事以外の主要立候補予定者3名が豊洲市場への移転に反対を表明

○ 知事定例記者会見(3月16日)

- ・豊洲の土壌の安全性について専門家に意見を聴く方針を示す

石原知事「食の安全に関わることですから、たとえ少し延期せざるを得なくても安全を図るべきだと思います。まず、その前には専門家の意見を聞いてみたいと思います。」



- ・4月8日 石原知事3選

「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」を設置(平成19年4月25日)

専門家会議及び技術会議における議論(平成19年4月～平成21年2月)

専門家会議(平成19年4月～平成20年7月)

- 生鮮食料品を取扱う市場用地として食の安全・安心を確保するために設置
- 敷地全面にわたる詳細調査と絞込調査を実施
 - ・10mメッシュで4,122地点の土壌・地下水を採取・分析
 - ・うち441地点について、ボーリング調査実施

土壌から環境基準の43,000倍のベンゼン等が検出(H20.5)されたが、敷地や深さ全体に汚染は広がっていないと判断

- ＜専門家会議の提言(平成20年7月)＞
土壌は環境基準以下に処理、地下水は環境基準以下の浄化を目指すことを提言
- ①土壌の入れ替え
 - ②入れ替えた土壌の上に盛土
 - ③環境基準を超える汚染物質の除去(土壌)
 - ④建物下の地下水を環境基準以下に
 - ⑤建物下以外の地下水は排水基準以下に
 - ⑥地下水の管理(建物周囲の遮水壁設置等)

土壌汚染対策の強化

技術会議(平成20年8月～平成21年2月)

- 専門家会議の提言を確実に実施し、食の安全・安心を確保するために設置
- 広く技術・工法を募集し、実効性や工期のほか環境にも配慮した総合的な土壌汚染対策を取りまとめ(幅広い業種の120事業者から計221件の提案(最先端のバイオテクノロジーの活用など))
- 国で検討中の土壌汚染対策法の改正も視野に入れた対策を策定

- ▶ 土壌・地下水を環境基準以下に処理し、完成後も地下水位・水質を監視
- ▶ 専門家会議の提言を更に推し進め、市場施設の着工までに地下水を敷地全面にわたり環境基準以下に(対策の内容)
遮水壁の設置、地下水の揚水・浄化、土壌の入れ替え・盛土、地下水管理システム、液状化対策など

土壌汚染対策法の求める措置を上回る二重、三重の対策
(H21.2「豊洲新市場整備方針」で技術会議の提言を都の土壌汚染対策とすることを決定)

専門家会議から技術会議に至る間の土壌汚染対策の変更の状況

背景

土壌汚染対策法の改正(H21.4公布、H22.4施行)を見据えた対応

- 土壌汚染対策法の改正により、規制対象区域を「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」に分類
- 豊洲新市場予定地は、「形質変更時要届出区域」に指定される見込み
- 「形質変更時要届出区域」の指定を解除するには、汚染された土壌・地下水を除去・浄化し、いずれも環境基準以下とすることが求められた

豊洲新市場予定地の状況や工法の経済性・効率性などを踏まえた対応

- 建物下、建物下以外を問わず敷地全面を環境基準以下にすると、建物周囲に遮水壁を設置する理由が低下
- 経費及び工期短縮の観点からも、建物敷地と建物敷地以外を区別せず、環境基準以下に浄化する方針に変更

土壌汚染対策の強化

<専門家会議の提言(平成20年7月)>

土壌は環境基準以下に処理、地下水は環境基準以下の浄化を目指すことを提言

- ・土壌の入れ替え
- ・入れ替えた土壌の上に盛土
- ・環境基準を超える汚染物質の除去(土壌)
- ・建物下の地下水を環境基準以下に
- ・建物下以外の地下水は排水基準以下に
- ・地下水の管理

<技術会議の提言(平成21年2月)>

土壌に加え、市場施設の着工までに地下水を敷地全面にわたり環境基準以下にすることを提言

- ・街区ごとに遮水壁の設置
 - ・地下水の揚水・浄化
 - ・土壌の入れ替え・盛土
 - ・地下水管理システム
 - ・液状化対策
- など

都議会における「無害化」に関する議論①(平成22年3月)

都議会における付帯決議①に至る経過(平成22年3月)

H22.3.2 平成22年第一回定例会 代表質問 石原知事答弁

「技術会議で・・・人が生涯この土地に住み続けても健康に影響はない、そういう土壤汚染対策を取りまとめていただくことができました。(中略)豊洲移転は、この対策の実施により、汚染が除去されることが前提であります。」

H22.3.11 予算特別委員会 市場長答弁

「豊洲新市場予定地の土壤汚染対策につきまして、土壤、地下水の操業に由来する汚染物質を除去した後、・・・(土壤汚染)対策法の区域指定を解除するために、地下水のモニタリングを2年間行うこととしてございます。」

H22.3.27 予算特別委員会 市場長答弁

- ・「開場させるに当たりましては、汚染された土壤が無害化され、安全な状態になっていることが前提と考えております」
- ・「(無害化された安全な状態とは)土壤の汚染が環境基準以下になることを指すと考えております」

H22.3.30 平成22年度中央卸売市場会計予算(うち豊洲市場整備:約1280億円)への付帯決議

「土壤汚染対策について、効果確認実験結果を科学的に検証し有効性を確認するとともに、継続的にオープンな形で検証し、無害化された安全な状態での開場を可能とすること」

付帯決議 : 議決された法案・予算案に関して付される、施行についての意見や希望などを表明する決議。
法的拘束力は有しない。

汚染物質処理に関する実験と技術会議による評価・検証(平成22年1月～7月)

<実験の概要等(平成22年1月下旬～7月下旬実施)>

○ 目的

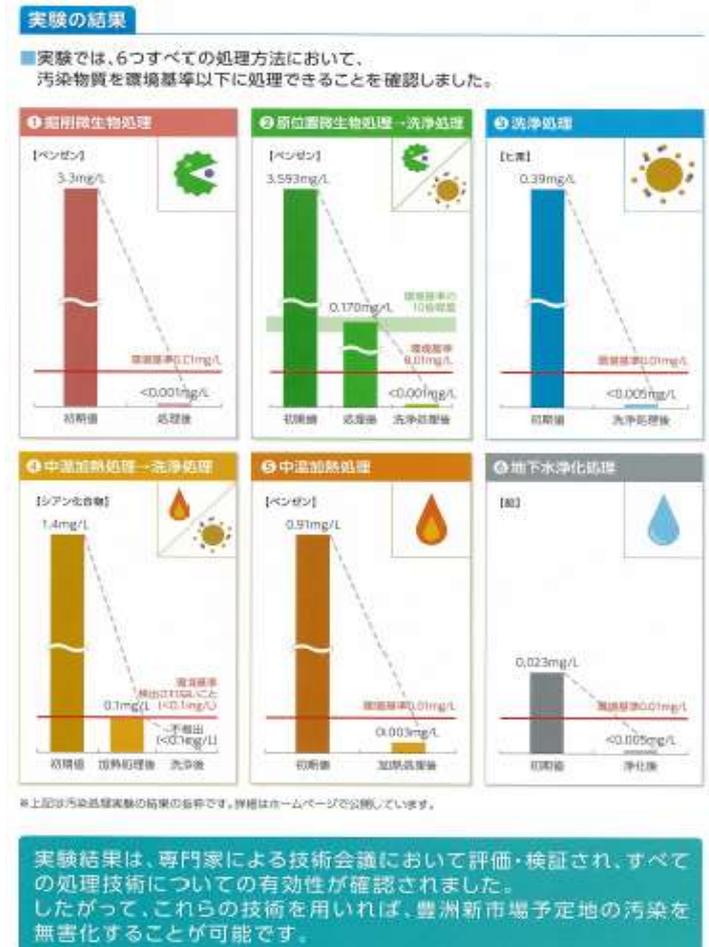
技術会議が定めた技術、工法について、現地の汚染や土質状況に即して適用し、確実に無害化が可能であることを確認する

○ 実験地点

都が実施した土壌汚染調査の結果に基づき、高濃度の汚染が確認された区画について汚染物質の種類や組合せ等の特徴を考慮して、18地点を選定

○ 実験概要

豊洲市場予定地に存在するすべての汚染土壌、地下水が処理方法の対象となるよう、汚染物質の種類等から6つの処理方法(微生物処理、洗浄処理、中温加熱処理、地下水浄化処理など)により実施



- ・ 実験の結果、すべての地点において、土壌、地下水とも環境基準以下への浄化を確認
- ・ 実験内容やデータに関し、評価・検証を行い、すべての処理技術について有効性を確認
⇒技術会議では、豊洲市場予定地の汚染物質は除去可能(無害化が可能)と評価

都議会における無害化に関する議論②(平成23年2月～平成24年3月)

都議会における付帯決議②に至る経過(平成23年～平成24年)

- H22.4 改正土壌汚染対策法が施行
(自然由来物質も対象とされたため、形質変更時要届出区域の指定解除は事実上できなくなった)
- H22.8 現地での実験結果を踏まえ、技術会議が「豊洲新市場予定地の汚染を無害化することは可能」と評価
- H22.10 都議会特別委員会が報告書を取りまとめ(豊洲市場への移転か築地現在地再整備か結論は出ず)
- H22.10 石原知事が記者会見で築地市場の豊洲への移転を進めていくことを決断

H23.2.23

予算特別委員会 市場長答弁

地下水中の汚染も含めて答弁

「汚染土壌が無害化された安全な状態とは、・・・操業に由来いたします汚染物質が全て除去、浄化され、土壌はもちろん、地下水中の汚染も環境基準以下になることであると考えてございます」

「操業由来の区域につきましては、・・・地下水汚染が生じていない状態が2年間継続していることを確認することで、形質変更時要届出区域の指定を解除いたします。自然由来の区域につきましては、形質変更時要届出区域として指定は残りますが、(人の健康被害が生じる恐れがなく、土壌汚染の摂取経路を完全に遮断するため)安全性に全く問題ございません」

H23.3.11

平成23年度中央卸売市場会計予算(うち豊洲関連:約21億円)が可決

- H23.8 土壌汚染対策工事に着手
- H23.10 豊洲市場建設工事の実施設計に着手

H24.3.26

予算特別委員会 市場長答弁

「豊洲新市場の開場に当たっては、あくまで汚染された土壌が無害化され、安全な状態になっていることが前提であると考えております。現在施工中の土壌汚染対策工事を着実に進め、汚染の除去に万全を期してまいります」

H24.3.29

平成24年度中央卸売市場会計予算(うち豊洲市場関連:約600億円)への付帯決議

- ①豊洲新市場の開場に当たっては、土壌汚染対策を着実に実施し、安心・安全な状態で行うこととし、リスクコミュニケーションなどの取組を通じて、都民や市場関係者の理解と信頼を得ていくこと
- ②豊洲新市場の施設の建設工事は、汚染の処理を完了した上で、実施すること。

土壤汚染対策工事の完了確認と開場との関係整理<当時>（～平成26年12月）

- 専門家会議や技術会議の提言を踏まえ、土壤汚染対策工事を実施（H23.8着手）
- 技術会議で、土壤及び地下水の汚染対策完了を順次確認
⇒7街区（H25.12）、5街区全域及び6街区西側（H26.2）、全街区（H26.11）
（土壤汚染対策工事後、大気、地下水、土壤とも基準値内であることを確認）

H26.2～
土壤汚染対策工事が
完了した街区から
建設工事に着手

■ 豊洲市場用地の土壤汚染対策の法的な位置付けと安全性について整理

- ・技術会議から提言された土壤汚染対策の実施完了により豊洲市場用地の安全性は確保
- ・2年間のモニタリングは、形質変更時要届出区域の指定解除のための手続きとして必要なものであり、豊洲市場では本来不要（自然由来物質については指定の解除もできない）

⇒2年間のモニタリングの完了と豊洲市場開場とは無関係（モニタリングは安心に資するため）

<平成26年12月9日 舛添知事 定例記者会見>

事実上の安全宣言

- 土壤の安全措置というのは、絶対にやれという法的に決められたものではなく、これはこれできちんとやる。しかし、そこに市場を開設するかどうかは、その措置をやらないとできないというような、そういう決まりではありません。
- 間違っ**てほしくないのは、それがなければ開けないというマストの条件ではありませんけれどやったということ**。よく誤解があって、それもやっていないのに開くのか、それやって結果が出たらどうなるか。その因果関係は法律上は全くありませんということをお願いしたいので、私はこれで十分安全であると、ですから市場を開設しますということ、責任持って申し上げたいと思います。

<平成26年12月17日 平成26年第4回定例会 市場長答弁>

- （土壤汚染対策工事及び技術会議による完了確認により）都といたしましては、豊洲新市場用地の安全性が確認できたものと認識しております。今後は、地下水管理システム等により、豊洲新市場の開場前、開場後を通じ、永続的に徹底したリスク管理を行い、都民や市場関係者の安心に資することができますよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

<平成26年12月22日 経済・港湾委員会 基盤整備担当部長答弁>

- 今後は地下水のモニタリングや地下水管理システムにより、継続した地下水質の監視など、生鮮食料品を扱う市場の用地として永続的に徹底したリスク管理を行い、都民や市場関係者の安心に資するよう取り組んでまいります。
- 万が一、モニタリングの結果から、状況の確認や対策の検討を行う必要が生じた場合には、専門家の知見もいただきながら、市場関係者や都民の安心や理解が得られるよう適切な対応に努めてまいります。

地下水モニタリングの実施状況(平成26年11月～平成29年3月)

2年間の地下水モニタリングの実施について

○ 位置付け

形質変更時要届出区域の指定解除のための手続きとして実施するもの

⇒ 形質変更時要届出区域であっても市場としての土地利用は可能であり、モニタリングは、市場整備の手続きとしては不要

(あくまで、都民や市場関係者の安心に資するための取組として実施)

○ 開始時期

平成27年2月

○ 調査項目

ベンゼン(0.01mg/1)、シアン(不検出)、ヒ素(0.01 mg/1)、鉛(0.01 mg/1)、水銀(0.005 mg/1)の5項目 ※カッコ内は環境基準値

○ 観測箇所

201か所

<これまでの地下水モニタリングの結果>

○ 第1回～第7回

すべての観測箇所において環境基準以下

○ 第8回

201か所中3か所で環境基準を超過

(ベンゼンが基準値の1.1倍～1.4倍、ヒ素が基準値の1.9倍)

○ 第9回

201か所中72か所で環境基準を超過

(ベンゼンが最大で基準値の79倍 など)

○ 再調査

専門家会議再調査を実施した27か所中25か所で環境基準を超過

(ベンゼンが最大で基準値の100倍 など)

⇒ 第9回の地下水モニタリング調査結果は有効と判断

その後の経過(平成28年3月～)

(平成28年3月 第一回都議会定例会)

○「東京都中央卸売市場条例」を一部改正(築地市場の廃止及び豊洲市場の設置)

(平成28年8月)

○小池知事が、安全性への懸念など3つの疑問点から豊洲市場への移転延期を表明

(平成28年9月)

○土壌汚染対策として行うこととしていた建物下の盛土がなく、地下ピットとなっていることが判明

○専門家会議を再度設置し、科学的、専門的見地からの検討を開始

(平成29年1月～平成29年3月)

○第9回地下水モニタリング調査で、201か所中72か所で環境基準を超過(最大ベンゼン79倍)

⇒再調査ではベンゼンが最大で基準値の100倍

<平成29年6月1日 平成29年第二回都議会定例会 小池知事 所信表明>

「無害化」を約束したのは専門家会議ではありません。かつての都知事をはじめ、東京都であります。

都議会での付帯決議も、法的拘束力を有するものではないとはいえ、尊重されるべきものでございます。

現場を担う業者の皆様には、お約束を守れなかったことを、都知事としてお詫びを申し上げます。

また、860億円もの土壌汚染対策を施しながら、未だお約束を守れていないことを、都民の皆様にお詫びを申し上げます。

「環境基準以下」という目標を現時点では達成できていない状況だが、専門家会議は「地上部は法的・科学的に安全、地下は対策が必要」との見解

地下ピットの状況と地下水汚染に対する対応策について検討

(2) 安全・安心な市場のための対応策

＜地下ピット内での水銀等ガス濃度上昇防止策＞

地下ピットにおける水銀等ガスへの対策として、

- ①底面の水銀等ガス侵入防止又は抑止策
 - ②換気
- が必要

との方向性を踏まえ、2案を提示

＜地下水管理システムの機能強化＞

早期に日常管理水位(A.P.+1.8m)まで下げて安定した運営が行えるよう、地下水管理システムの機能を強化

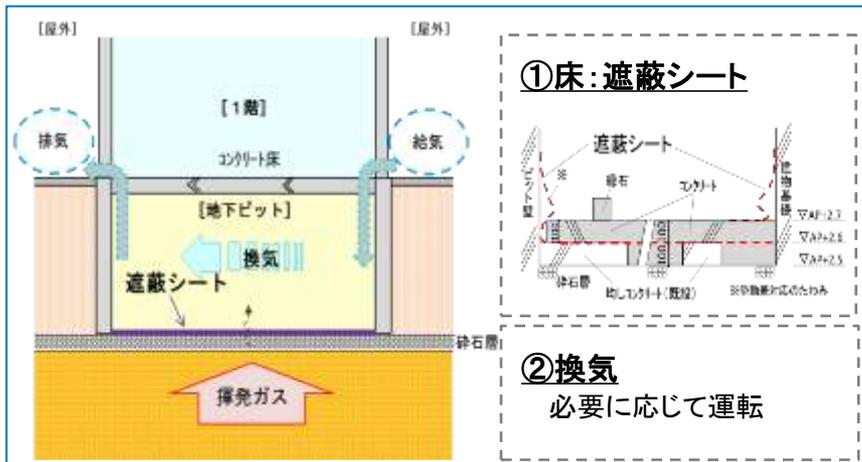
＜今後の地下水モニタリング計画＞

201地点の2年間モニタリングは、第9回のモニタリング結果確定を受けて終了したため、今後の地下水モニタリング計画を提示

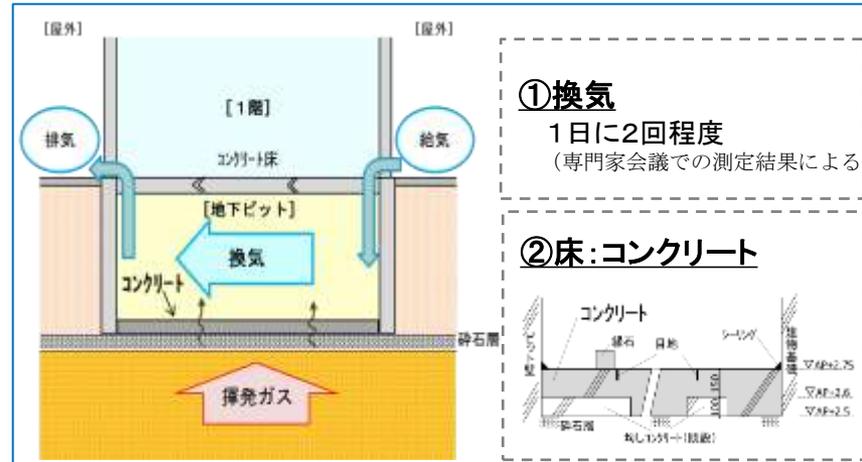
※3月の第5回専門家会議で示された方向性を踏まえ具体策を提示

地下ピット内での水銀等ガス濃度上昇防止策

- 案1** ①遮蔽シートにより、ガスの侵入を大幅に低減
 ②換気により、ガスの濃度上昇を防止



- 案2** ①換気により、ガスの濃度上昇を防止
 ②コンクリートにより、ガスの侵入を低減



※案1・2ともに、水銀等ガス濃度の空気測定を実施

契約+工期 22か月

工事費 50~55億円

維持管理費
 ○換気電気代 約200~300万円/年 (案2の1/3を想定)
 ○空気測定 約500~6000万円/年
 ○メンテナンスコスト
 ・遮蔽シート(露出部)更新 20年毎(約10億円/回)
 ・換気設備更新 20年毎(約4~5億円/回)

65年間の維持管理費 35~40億円 (想定見込み)

留意事項 遮蔽効果の確認

- ・国内実績なし、米国実績あり
- ・遮蔽性能、耐久性等の確認

8か月

15~20億円

○換気電気代 約600~1000万円/年
 ○空気測定 約500~6000万円/年
 ○メンテナンスコスト
 ・換気設備更新 約20年毎(約4~5億円/回)
 ・コンクリート調査・補修 約3年毎(約1千万円/回)
 ・目地更新 約10年毎(約2千万円/回)

65年間の維持管理費 25~30億円 (想定見込み)

コンクリートのひび割れ抑制への配慮

- ・調合、目地の設置、チェックと補修

※契約+工期、工事費、維持管理費は概算。今後詳細な検討により精査

<機能強化の主な内容>

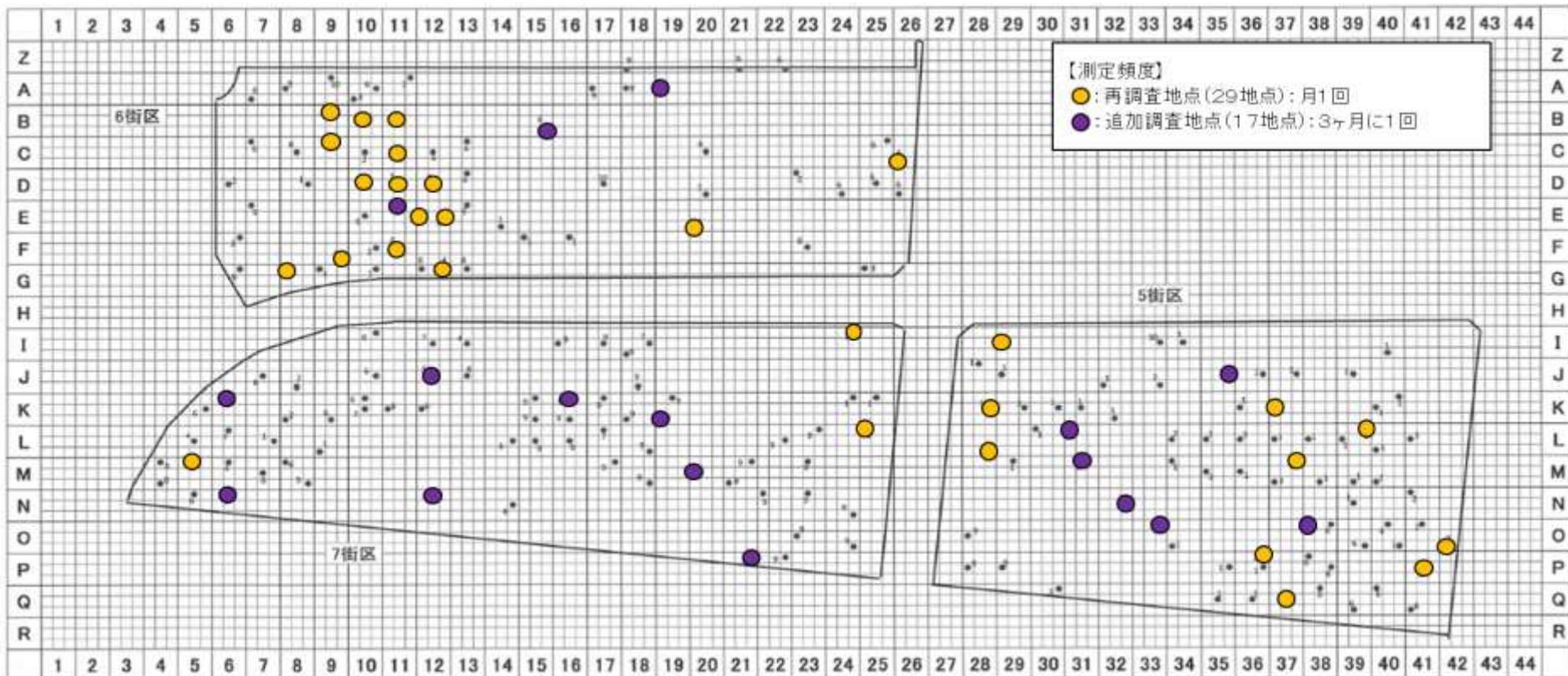
- ① 付着物により揚水機能が低下した井戸の洗浄及びポンプ交換を行い、機能回復を図る
- ② 地下ピット内に揚水ポンプを設置して、建物下からも地下水の揚水を行う
- ③ 地下水位を観測している観測井戸に揚水ポンプを設置して、揚水井戸として活用する
- ④ 地下水位が高い箇所において、吸引管を打ち込み、真空ポンプで揚水して、水位低下を図る

<概算費用>

工事費	20～25億円
維持管理費	5,000～6,000万円/年の増加(現在、約2.4億円/年)

今後の地下水モニタリング計画

- 201地点の2年間モニタリングは、第9回モニタリング結果の確定を受けて終了。
- 今後のモニタリングは、敷地全体での濃度推移を把握する観点から、46地点(再調査地点(29地点)+追加調査地点(17地点))で行い、濃度の傾向の安定を確認し、当面の目標地下水位(AP+2.0m)が達成されるまで実施
 - ※追加調査地点については、街区ごとのバランス等を考慮し、専門家会議の助言により選定
- その後は、地下水管理システムを利用したモニタリングに移行



「環境基準以下」の目標が現時点で達成できていない現状を真摯に受け止め、その反省を踏まえた上で、安全で安心な市場の実現に向けて、専門的・科学的で妥当な対策を講じることで、都民の皆さんの理解を得られるように努める

専門家会議は、提言した対策を実施することで、①②のことが実現されるとしている。

- ① 地下ピットにおける対策(換気と底面の防護)により、建物一階の空気中に水銀等が侵入してくるリスクを低減し、盛土があれば果たされるはずだった機能を確保できる。
- ② 地下水管理システムの機能強化により、早期に目標管理水位(AP+1.8m)まで地下水を低下させるとともに、同システムの揚水機能により汚染地下水を徐々に回収し、地下水汚染を徐々に浄化していく。

- 地下水管理システムを適切に運用することにより、地下水位を管理するとともに、システムの揚水機能を発揮し、中長期的に水質の改善を図っていく。
- 豊洲市場の地下への的確な措置を講じることで、地上の安全に万全を期し、正確な情報を分かりやすく発信することを通じて、都民の安心に繋げていく。

豊洲市場の見える化(情報公開・情報提供の徹底)①

市場開設者として、客観的な情報の継続的な提供や実際の現場を見てもらうなど多面的な取組を進め、都民の理解と納得を得ていく。

豊洲市場の公開

○現状や課題の理解促進を図るため公開ルールを定め、積極的に施設を公開

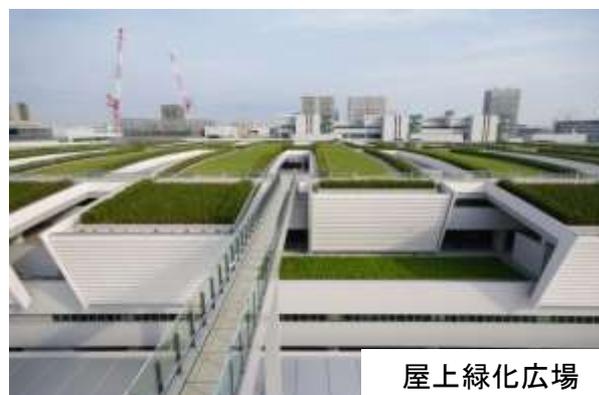
○メディアへの取材対応や市場利用者・都民などへの見学会を実施

【都民向け見学会の実施(試行)】

日付	対象者	参加者数	見学場所
平成29年6月14日(水)	都内在住・在勤者	午前・午後あわせて74名	5・6・7街区

※ 申込人数:1503名、当選者数:100名(申込多数のため当選者増)、倍率:約15倍 (5月30日～6月5日まで申込)

➤ 6月14日実施の見学会で明確となった改善点や課題等を踏まえ、今後の見学会の実施方法等を検討するとともに、メディアへの取材対応や市場利用者への見学会もあわせて実施していく。



(参考)豊洲市場 都民向け見学会(H29.6.14実施)の様子

<講堂(ガイダンス)>



<バース・ドックシェルター>



<補助315号線下連絡通路>
(水産卸売場棟⇄水産仲卸売場棟)



<屋上緑化広場>



<青果棟卸売場>



<排水施設棟>
(地下水管理システム)

<参加者(午前・午後の合計)>

74名(男性:49名・女性25名) ※年齢層は、20歳代~70歳代

<参加者の主な意見>

- 報道では、一部しか放送されていないと感じており、実際に自分の目で確認できてよかった。
- 豊洲市場では、様々な対策が取られていることが分かった。
- 今後のランニングコストを考えると負の遺産にならないか心配。

豊洲市場の見える化(情報公開・情報提供の徹底)②

客観的事実に基づくさらなる情報発信

○ホームページ等を活用した情報発信を一層進め、市場の安全・安心にかかる様々な測定結果や施設の現状、事業の継続性等への情報のアクセス性を向上させるとともに、都民に分かり易い説明内容の充実も図る。

- ・地下水、空気等の測定結果の継続的な公表
- ・耐震性、施設の使い勝手、経費、豊洲市場と築地市場との比較

市場業者や地元区、地域住民などとのコミュニケーション

○周辺住民など都民に信頼感を醸成し、安心に繋げることが重要

〈豊洲町会をはじめとする地元住民〉

平成29年5月20日(土)に見学会を実施。約180名が参加し、2班に分けて施設内を見学

《主な意見》

- ・衛生管理や温度管理が可能な施設であることが理解できた。
- ・豊洲地区の風評被害を払拭して欲しい。

○市場業者や地元区などを中心に節目節目で情報提供し互いに共有することで、相互理解を促進

〈市場業者への移転延期等に関する情報提供 平成28年度〜〉

・平成28年9月9日、平成29年4月11日 新市場建設協議会 ・平成28年11月1日 築地市場関係者説明会

〈土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会 平成28年度〉

・平成28年6月28日(火) 開催

〈江東区議会及び中央区議会への報告〉

・江東区議会清掃・港湾・臨海対策特別委員会、中央区議会全員協議会において、移転延期後の状況等について報告

(3) 事業継続性確保に向けた努力

豊洲市場に移転した場合の中央卸売市場の収支改善策

現状の収支見込

- ・豊洲市場単体の経常収支は、年間▲92億円※
(うち減価償却費71億円)
- ・豊洲市場単体の償却前収支は、年間▲21億円

※ 第2回あり方戦略本部会議では、年間▲98億円で算定していたが経費精査により▲92億円に変更

今後の目標

市場のランニングコストの縮減、組織のスリム化、事業執行内容の見直しなど、内部努力の取組を徹底して進めていく。同時に、新たな増収策についても検討し、順次、導入していく。

こうした様々な創意工夫、努力を積み重ねることで、豊洲市場移転後も中央卸売市場会計全体で**償却前収支の黒字化を目指していく。**

経費縮減に向けた内部努力

○市場のランニングコストの縮減

- ・豊洲市場の開場に向けて、庁舎管理や警備、光熱水費などの市場の維持管理経費について、契約仕様の精査を徹底し、経費削減を図る。
- ・各市場についても、各種維持管理経費の精査や、照明のLED化を推進するなどにより、経費の縮減に取り組む。

○組織のスリム化～効率的な執行体制の構築

- ・豊洲市場開場を契機に、中央卸売市場部局の組織・人員体制を見直し、効率的な執行体制を構築することにより、人件費の縮減を図る。

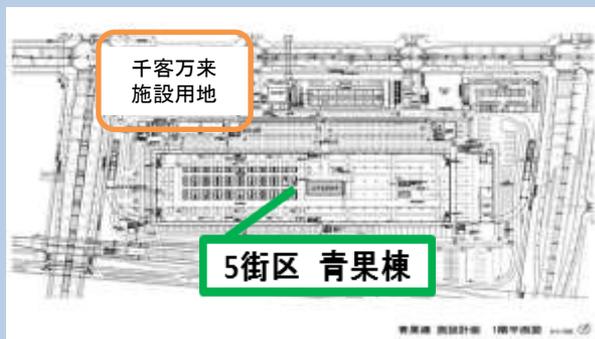
○事業執行内容の見直し

- ・本庁と各市場間での業務分担や仕事の進め方、市場会計の資産管理など、事業執行内容の見直しを進める。

新たな増収策

○ 公開空地等の活用

- ・6街区屋上緑化広場において、市場周辺の賑わいを創出するためオープンカフェの設置や有料の公益イベントなどを検討していく。



- ・5街区千客万来施設用地に同街区の未利用容積率を活用して収益施設を創出する。